

平成30年6月定例会 総務委員会（事前）

平成30年6月12日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

喜多委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時54分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【提出予定議案等】（提出予定議案、補正予算案の概要、説明資料）

- 議案第1号 平成30年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 徳島県税条例等の一部改正について
- 報告第7号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 職員の処分について

吉田経営戦略部長

6月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成30年6月徳島県議会定例会提出予定議案、1枚物により御説明を申し上げます。

今回提出いたします案件は、議案6件及び報告10件であります。その内訳は、予算案が第1号及び第2号の2件、条例案が第3号から第6号までの4件、報告につきましては、第1号から第10号までの10件となっております。

なお、現時点における追加提出予定議案といたしましては、監査委員及び公安委員会委員に係る人事案件について、閉会日に提出させていただきたいと考えております。

それでは、議案の順序に従い、順次、御説明を申し上げます。

まず、予算案につきまして、お手元に配付しております、平成30年度6月補正予算（案）の概要を御覧いただきたいと存じます。

1ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、当初予算で掲げた「とくしま地方創生・実感」のテーマのもと、当初予算編成後に生じた新たな事案にタイムリーに対応することなどを編成方針とし、三つの視点に立って編成いたしました。

一つ目は、（1）に記載のとおり、世界農業遺産認定を契機とした農林水産業の更なる飛躍や、とくしま経済飛躍ファンドの充実などの経済・雇用対策の推進、二つ目の（2）は、女性消防吏員や消防団員の確保により、みんなで守るとくしまの推進を図るほか、後

発医薬品の更なる使用促進などの安全・安心対策の推進，三つ目の（3）は，事前チームキャンプ地等の誘致実現に向けた受入環境の整備や，県立博物館常設展のリニューアルに向けた設計に着手するなどの大胆素敵とくしまの実現，これらの施策に取り組むこととしております。

また，補正予算の規模といたしましては，3，一般会計6月補正予算規模にお示ししておりますとおり，一般会計で5億8,210万5,000円となっており，合わせて2,600万円の債務負担行為の設定をお願いするものです。

また，4，特別会計6月補正予算規模に記載しております，中小企業・雇用対策事業特別会計3億円につきましては，とくしま経済飛躍ファンドの充実に係る経費となっており，一般会計から特別会計を経由して支出するものです。

資料2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります，（1）に記載のとおり，国庫支出金，寄附金，繰越金，諸収入，県債となっております。

また，歳出につきましては，（2）に記載のとおり，総務費，衛生費，農林水産業費，商工費，教育費におきまして，補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては，3ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが，もう一度，1枚物の提出予定議案を御覧ください。

予算以外の案件につきまして，御説明を申し上げます。

第3号の条例改正につきましては，地方税法の一部が改正されたことに伴い，関係条例について所要の改正を行うものであります。

第4号の条例改正につきましては，国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部が改正されたことに伴い，所要の整理を行うものであります。

第5号の条例改正につきましては，医療法及び医療法施行規則の一部が改正されたことに伴い，所要の改正を行うものであります。

第6号の条例改正につきましては，保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部が改正されたことに伴い，県立中央病院において，紹介状のない患者が初診を受ける場合の使用料の額を改める等，所要の改正を行うものであります。

続きまして，報告案件であります。

報告第1号，平成29年度徳島県繰越明許費繰越計算書につきましては，一般会計98件，特別会計5件の計103件で，合計金額は302億3,553万7,590円となっております。

報告第2号，平成29年度徳島県事故繰越し繰越計算書につきましては，一般会計2件で，合計金額は3,308万円となっております。

報告第3号，平成29年度徳島県病院事業会計予算繰越計算書につきましては1件で，金額は4,100万円となっております。

報告第4号，平成29年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書につきましては6件で，合計金額は2億3,202万8,265円となっております。

報告第5号，平成29年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書につきましては4件で，合計金額は2億6,318万1,484円となっております。

報告第6号，平成29年度徳島県駐車場事業会計予算繰越計算書につきましては1件で，金額は706万4,000円となっております。

報告第7号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては10件で、合計金額は441万8,963円となっております。

報告第8号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては12件で、合計金額は295万7,751円となっております。

報告第9号、損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては1件で、金額は8万9,002円となっております。

報告第10号、損害賠償（取締行為に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては1件で、金額は5,400円となっております。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、お手元の総務委員会説明資料により、その概要を説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、予算案1件、条例案1件、報告1件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

一般会計の補正予算に係る地方債の追加をお願いするもので、内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

2、その他の議案等の（1）条例案1件でございますが、内容につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

（2）専決処分の報告についてでございますが、アの職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分につきましては、記載のとおり3件の報告をさせていただくものでございます。

1件目が、徳島市所在の法人と賠償金53万5,000円で和解したものでございます。その内容は、平成29年12月15日に県有車両をセルフ洗車機で洗車した際、車載の防災無線アンテナが外れ、洗車機に絡みついた状態のまま気付かず帰庁し、その後、他の車が当該洗車機を使用したときにアンテナがその車を傷つけたものでございます。

2件目が、鳴門市在住の方と賠償金5,731円で和解したものでございます。その内容は、平成30年1月15日に県有車両が、市道を直進中に相手方車両が飛び出してきて衝突したものでございます。

3件目が、香川県高松市所在の法人と賠償金8万9,964円で和解したものでございます。その内容は、平成30年2月7日に同乗者が降車する際、ドアが突風にあおられ、隣に駐車中の相手方車両と接触したものでございます。

職員の安全運転や交通法規の遵守につきましては、主管課副課長会議におきましても、注意喚起を行ったところであり、今後とも、事故防止に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、経営戦略部から1点、御報告申し上げます。

資料はございませんが、職員の処分についてでございます。

平成24年7月12日付けで、上司からの度重なる指導にもかかわらず、職場等での暴言及

び暴行並びに器物損壊などを繰り返したため、東部県土整備局の職員を懲戒免職の処分としておりました。その後、平成26年6月に当該職員が懲戒免職処分取消請求を提起し、平成30年2月の最高裁の上告棄却の決定により、懲戒免職の処分が取り消されたことから、改めて4月17日付けで停職12月の処分といたしました。

今後、このような事態を再び招くことがないよう、より一層、職員の綱紀の粛正及び服務規律の確保の徹底に努めてまいります。

経営戦略部からは、以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

喜多委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

黒崎委員

事前委員会でございますので、私のほうから1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。

5月22日に徳島県の上空、三好市と那賀町方面をジェット機が2機、雷のような音を立てて飛行したということで、山城町の保育園では子供が目を覚まして怖がって泣いたということがあったと新聞にも出ておりました。若干、電話もかかかってきたりしました。これについて、県の管理者はどのようなふうに対応されたのか、お答えいただければと思います。

佐々木総務課長

県としましては、米軍機と見られる低空飛行に関する報告があった場合につきましては、まず、外務省及び防衛省に対して状況の報告を行います。

それと、米軍機かどうかの確認を行うとともに、米軍機であった場合には、外務省に対しまして低空飛行の中止について対処していただくよう、その都度要請をしておるところでございます。

この度の三好市の件につきましては、三好市にも確認したところ、山城町と西祖谷山村の2か所の保育所と幼稚園の園児が、先ほど委員がおっしゃったように大きな音で怖がったり泣いたりしたという情報がありましたので、その情報も添えて強く申入れを行ったところでございます。

黒崎委員

引き続き、こういったことが起こったときの対応をしっかりといただければと思います。よろしく申し上げます。

中山委員

ただいま説明を受けたことで、ちょっと確認をしたい。公用車の洗車は、誰がするんで

すか。

中西管財課長

ただいま、公用車の洗車についてのお尋ねを頂きました。

基本的には、所属のほうで対応をしていくことになっておりまして、今回の事故の場合につきましても、所属のほうで対応しているときに、こういう事故が発生したということでございます。

中山委員

洗車機にかけるのですか。

中西管財課長

これも、それぞれによるかと思えますけれども、基本的にはスタンドのほうに参りまして、洗車機にかけるという整備の方法が主なものと認識しております。

中山委員

職員の人たちは、かなり多忙で車を洗う暇もないとは思いますが、乗る車というのは部署部署で決まっているわけでしょう。そうしたら、毎回、専決処分で損害賠償の額が決定してうんぬんという説明を受けますが、もし自分の車だったら、そんなに粗末に扱うのだろうかということをいつも思うんです。もっと気を付けるんじゃないかと思うんです。

やはり、愛着を持って道具は使わなくてはいけないと思うんですが、簡単に洗車機にかけてしまっただけでは愛着も生まれません。可能な範囲でいいので、乗って帰ってきたら、例えば窓ガラスを拭くとかそういうことをされたほうがいいかと思うんですが、いかがでしょうか。

中西管財課長

ただいま中山委員から、公用車の手入れ等々についてのお話を頂きました。

我々といたしましても、当然、公用車でありますので税金で購入したものでございますし、自分の車と同様の注意を払うなど、意識啓発を図っていこうと考えております。清掃等々の部分につきましても、今おっしゃったような、例えば帰ってきて雑巾で拭くとかそういうことにつきましても、今後どういったことが可能なのか検討させていただいて、十分に職員に対しても注意徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いします。

中山委員

是非、忙しい中非常に恐縮ですけれども、やはりちょっとした注意をすることによって、こういう金額、無駄なと言ったら語弊があるかもしれませんが、本当にいろんな部署から毎回、専決処分の報告を受けるんです。

その度に、こんなこともうちょっと気を付けたらいいのにといいのも多々あるので、管

財課長から、もうちょっと大事にしよう、注意しようというようなことを呼び掛けて、こういうことを極力減らしてもらうようお願いして終わりたいと思います。

喜多委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、7月30日から31日までの2日間の日程で、関東方面で実施したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

なお、当委員会として調査すべきテーマや視察箇所等がございましたら、早めに正副委員長まで御提案いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（14時09分）